

# 議会運営委員会会議録

令和7年3月6日（木）

（開 会） 13：00

（閉 会） 13：58

案 件

- 1 請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願

---

○副委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として瀬戸 元議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員 移動 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○瀬戸議員

お手元に配付いたしましたコミュニティセンター大規模改修工事の入札に係る調査のため百条委員会の設置を求める請願、請願者より、委員会でもいろいろ質疑があっていましたが、もっと掘り下げた調査をしてほしいと。そういうことで、今回の請願を提出しております。

○副委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

紹介議員に質問する前に、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。今、紹介議員も言われましたように、今回は、この工事の入札に係る調査のため百条委員会の設置を求める請願ということでいただいております。本日は議会運営委員会で、百条委員会を設置することに審議していくのか、また、それとも請願を採択するのか、確認をしたいと思います。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13：02

再 開 13：04

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

ただいまのご質問ですが、本日は請願に対する審議になりますので、言われている内容について、いわゆる今日、仮に採択されて、百条委員会が設置されるかどうかというようなことではなくて、今出されている、設置を求める請願に対する審議になりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

請願の内容の理由のところ、ちょっと分からないところがあって、教えていただきたいんで

すけど、令和6年10月11日に実施された、コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札において、入札に参加した2JVの親会社（幹事会社）2社は、互いに予定価格の4億1250万円（税込）で入札するように申し合わせを行い、業者間の競争原理を排除して不当に利益を得るように談合した。

この情報を同入札に参加していた共同企業体の構成業者から聞き、市契約課へ通報、説明するも、同入札は実施されたとあります。

この文章の、この情報を同入札に参加していた共同企業体の構成業者から聞きとか、市契約課へ通報、説明するとか、聞き、通報、説明するというのは、どなたがやったのか、教えてください。

○瀬戸議員

それは、請願者の飯塚市大日寺1173番1にお住いの小川禎二さんという方です。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:06

再 開 13:07

委員会を再開いたします。

○金子委員

では、今、確認できましたけど、この請願された方が、構成業者から情報を聞き、市契約課へ通報して説明されたということなんですけど、もしこの請願が採択され百条委員会が設置された場合、この請願者を参考人として招致することは、可能だとお考えでしょうか。

○瀬戸議員

その辺は私もちょっと分かりませんが、事務局のほうにお尋ねしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○議会事務局次長

設置された場合のことにはなるとは思うんですが、参考人それから証人としてお呼びするのは、百条委員会が設置された後になると思われまして。

要は、そこで誰を呼ぶ、何を審議するというのは、百条委員会が設置された後のお話になってきます。

○金子委員

ということは、百条委員会が設置された場で、参考人にどなたを呼ぶか呼ばないかとかを決めるという認識でよろしいですか。事務局に聞きます。

○議会事務局次長

はい、おっしゃるとおりです。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

紹介議員にお尋ねいたします。まず、去年の12月に、これは契約議案として提出されたものを一定程度、一定程度と申しますか、十分な審議がされた後に議決された議案だと思います。請願内容を見ますと、結果に納得されていないというか、不満を持たれての、この請願提出になるかと思うんですけど、この請願の中の文章で、業者間の競争原理を排除して不当に利益を得るよう談合した。もう1点が、談合情報は隠蔽されと断言するかのような文章が出てまいりますが、紹介議員として、この請願者のご相談なりを受ける、受けて協議される中で、この談合を裏づけるような証拠があるのかないのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○瀬戸議員

私も、本人さんから、請願者からお聞きしましたが、本人さんがここに書いてあるように、

J V 2社の、いわゆる親と子でいえば子のほうの1業者に、100%で落とすように談合したという話を聞いたので、まず警察に行こうと言って、本人と警察に行くようにしていたら、その日になったら本人が行かなかったと。ちょっとそれは困ると言われましたと。百条委員会とかになれば、証人で出られるのかと言ったら、百条委員会であれば出ますということで、この請願もそういうことから始まったと思いますけど。

私も事務局にいろいろ聞きましたけど、これは官製談合ではありませんので、談合を百条委員会で調査するというわけにはいきません。であれば、事務方、いわゆる、ここで言えば入札される課が、ちゃんとその談合情報を聞いた後の事務処理が適切になされたのか。一応、委員会で、今、赤尾委員が言われたように、委員会でもいろいろ説明がっております。その書類を持ってきましたけど、足りない。どういうことかということ、談合情報を持っていったときに、入札するのに見積書を全部取ったのかと。取りましたと。いやいや、取ってないだろうと。それは機械メーカーから取ってないじゃないかと。この方も空調の関係の工事をされている方で、同じメーカーさんたちに、3社しかないらしくて、そこに聞いたら、いや見積りは何も取っていませんよということで、見積りもしないのに、何でその100%で合うとか合わないとか言えるのかと、その辺の調査が足りないということをおっしゃっています。

○赤尾委員

この談合疑惑を裏づける確証なり証拠があるという認識でよろしいでしょうか。

○瀬戸議員

そのように本人はおっしゃっています。

○副委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。請願要旨、それから請願理由の記載があるんですけども、私は官製談合の可能性も排除できないというふうにも思っておりますけれども、紹介議員が、談合調査について市の事務に怠慢があるのではないかという趣旨の紹介をされておりますので、その点について、こういう角度もあるのかというお尋ねをしようと思うんですけども。

契約議案の質疑の過程で明らかになったこと、市の説明によるとですね、10月8日の入札で、2者の応札価格が予定価格と同額だった、100%ということですね、だったために、同一性、規則性、類似性が判断できたので、それぞれ個別に事情聴取をした上で、本市の公正入札調査委員会に報告をしたと。翌10月9日に、公正入札調査委員会を行っていたところ、第三者から談合情報が寄せられたと。そこで、談合情報等対応マニュアルに基づいて対処するというので、対応した業者の関係者に事情聴取をしました。その上で、翌10月10日、公正入札調査委員会が談合なしと判断したということなんです。そこで、10月11日になって、入札誓約書の提出を求めたということなんですけど、重要な点は、この間に、この間というのは、10月11日に入札誓約書の提出を求める以前に、飯塚市役所は飯塚警察署及び公正取引委員会に通報していると。要するに、その対応を待たずにですね、通報したのに、その対応を待たずに談合なしと判断をしてしまっただけで、そして入札誓約書の提出を求めるという、自分が通報しておきながら、飯塚警察署と公正取引委員会に通報しておきながら、その対応を待たずに、ばたばたと、そういう入札オーケーですよ、談合はありませんでしたねというふうに決めたしまった。

それで、どうなったかということ、飯塚警察署は10月23日、公正取引委員会は11月6日に聞き取りをしてくるんですね。通報して返事を待たずに、オーケーというふうに行ったところ、その後になってですね、ほぼ12日後、あるいは1か月後になって、そういう事情聴取、聞き取りが来ると。このやり方というのは、このぎくしゃく性のところがですね、今言われた業務怠慢の一つとして言えるのではないかというふうにご考慮しておるんですけど、そういう理解

でよろしいでしょうか。

○瀬戸議員

今おっしゃったのは、多分、委員会でも、契約課の課長から事情説明あったとおりでと思います。私も、今、川上委員が言われたように、その辺の警察と公正取引委員会の調査がどうなっているかを、聞いたのか聞かれていないのかは、私も確認していませんので分かりませんが、それを聞いていないで、先に入札の誓約書を取ったということであれば、そこに事務的なミスか、何らかの疑念が持たれるところではないかなとも思います。

○川上委員

次はですね、私は官製談合の可能性を排除しないんですという立場であって、そこまではというのが、請願者の趣旨ではないかと思えますけど、なぜ私が官製談合の可能性を排除しないかという、実はですね、そういう業務怠慢というのは自動的に生まれなくて、行政の側の意図があって、そういう怠慢が、忘れていましたとかではなくて、意図的なものがあるのではないかと心配するわけですね。

それで、12月議会の折には、鎮西小中一貫校建設工事の建築5工区において全て100%で応札があり、そして全てくじ引で、最後の最後までくじ引で決まるということがあったことを指摘して、今の久世副市長が、当時、契約課長だったんですけれども、こういうふうに言いましたよねという指摘をして、答弁を求めたんですけど。その当時ですね、この答弁は、新体育館の官製談合入札疑い、疑惑に関する百条調査のときの答弁なんですけど、今ご指摘いただきました鎮西小中一貫校の入札のときには、私、契約課長として、確かにあのときの全工区が100%、議員のほうから、これは新たな官製談合の形だと、実際、厳しい発注の中で、あのような発注をした市にも確かに課題があったのは、私も非常に自覚しているところでございます。こう答弁したんですね。これが新体育館のときの、移動式観覧席の官製談合疑惑の関わりでの発言です。

これはですね、新たな官製談合の形だと、業者が勝手に話し合っ、鎮西小中一貫のことで、やったのではなくて、こういう見事な100%のレースは、飯塚市が関わらなくてはできないでしょうという、新たな形であるという指摘をしたのに対して、私も非常に自覚しているところでございますと、当時の契約課長が言っているわけです。

一昨日の一般質問で、この久世副市長が、当時、契約課長が、ある組合議員からですね、施設組合議員から、したがって飯塚市議会議員ですけど、12月議会の反省会をしようじゃないかと。飯塚市の財政は大変厳しい、やっつけられるのかと会食に誘われて、行きましたという答弁をしましたが、そういうありさまが横たわっている中では、直ちに官製談合の可能性を排除するわけにいかないというふうに思っているんですけど、これは請願の趣旨を少しはみ出る、私の感想ですけど、これについてはどうのお考えでしょうか。

○瀬戸議員

川上委員が今言われたことは、理解はできますが、今回の件に関して、請願者には談合の調査ではできませんと。官製談合であれば、やぶさかではないと、百条委員会もやぶさかではないということでしたが、その辺の官製談合であるという証拠がない限り、官製談合としての百条委員会は開けないということですので、それがはっきりすれば、そういう形もあるのではないかと思います。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

それでは、紹介議員に対する質疑を終結いたします。瀬戸議員ありがとうございました。ご退席されて結構でございます。

( 紹介議員 退席 )

次に本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 13:23

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

まずは事務局に対して、ほかに質疑等はございませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○奥山委員

「コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のための百条委員会の設置を求める請願」については、反対の討論をいたします。

内容につきましては、先ほど冒頭にも申し上げましたが、百条委員会というのは、やはり責任の重い委員会だろうというふうに思いますので、その前段として所管事務調査、それから地方自治法第98条の検査権等で分かるものではないかなというふうに考えております。また、別な案件等があれば、そういう考えもありますけれども、今回のこの請願については反対いたします。

○副委員長

ほかに討論はございませんか。

○川上委員

私は「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」に賛成の立場で討論を行います。

まず、コミュニティセンター大規模改修工事そのものについてなんですけれども、この工事そのものは、地域活動のセンターとして市立図書館の中心にふさわしい施設への改善が期待されております。今年度、約13億8317万円、総事業費では推計14億円をかけて進める工事ですが、これらの設計は曾根設計に委託されております。発注の工事は、建築工事その1、その2、電気工事その1、その2、空調工事その1、その2、これに受変電設備工事、給排水衛生設備工事の8つでした。

この発注の準備に、既に怠慢が、市役所の業務怠慢があったのではないかと思われることがあります。例えば、このうち受変電設備工事では、受変電設備、直流電源設備、非常用発電機設備については、落札価格2億1758万円ですが、これは最低制限価格と同額で、3者によるくじ引の結果です。ところが、本市は発注者なのに、入れ替えるべき現在の設備について、メーカーがどこであるか、能力はどういうものか、また耐用年限はどうかということについて、分からないというありさまでした。全て設計会社に任せているのか、極めて無責任な状態があったわけです。

業務怠慢の2としては、空調設備（その1）工事については、中央式空調機器設備工事、空調配管設備工事、空調ダクト設備工事、換気機器設備工事、換気ダクト設備工事、自動制御設備工事、撤去工事がその内訳です。落札価格4億1250万円は、予定価格と同額で、2者によるくじ引となっています。入札の経過について言えば、市の説明によればですが、10月8日の入札で、2者の応札価格が予定価格と同額だったため、同一性、規則性、類似性を判断でき、それぞれ事情聴取した上で、公正入札調査委員会に報告をした。翌10月9日、公正入札調査委員会の開会中に、第三者から談合情報が寄せられたため、談合情報等マニュアルに基づいて対処し、応札した業者の関係者を事情聴取、これはそれぞれ15分程度なんです。そして、さらに翌日10月10日、公正入札調査委員会が談合なしと判断するわけです。そして、

さらに翌日10月11日に入札誓約書の提出を求めたという経過になっています。

実は、その間に、10月11日の入札誓約書の提出を求める以前に、市役所は飯塚警察署及び公正取引委員会に通報しております。飯塚警察署は正式に受理をしたわけですね。ところが、10月11日、その返事を待たずに、入札誓約書の提出を求めて談合なしと、問題なしとしたわけですが、これも、これが拙速であったこと、業務怠慢であったことは、10月23日になって飯塚警察署、11月6日になって公正取引委員会が聞き取りをしてきたということからも、明らかではないでしょうか。こういう警察署及び公正取引委員会が聞き取りをしてくる前に、飯塚市役所がばたばたとこの入札を認め、成立させたことについては、適正とは到底言えない。業務怠慢があったというふうにも思うわけです。過去のこの応札者の入札の実績を考慮するまでもなくですね、飯塚市役所は、厳正に入札について、100%落札率の応札について対応すべきであったというふうに思うんですね。業務怠慢の疑いについて、今、述べました。

これをなぜ百条調査権限を持って議会が調査しなければならないかについては、当初の談合情報提供者が、百条調査で求められれば、出席して証言をしてよいというふうに言っているとの紹介議員からの説明がありました。それ以外の場においては、その証言がしにくいという事情もあるようなので、その点から言えば、所管事務調査とか、百条以外の調査で、証人を得て、参考人ではない証人を得て、事態を究明していくことは不可能というふうに思いますので、この際は、ぜひ百条調査設置を求めるというこの請願は、採択するべきではないかと思います。討論を終わります。

○副委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修(空調設備・その1) 工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手をお願いします。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、次回の委員会は3月19日、水曜日の定例会最終日、本会議開会前、午前9時半から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。